

総務委員会 会議録

1 期 日 令和7年12月1日（月）

2 会 場 全員協議会室

3 開会時刻 午前9時00分

4 閉会時刻 午前9時27分

5 出席者

【議会】	委員長	安田 彰	副委員長	藤澤 恭子
	委員	藤原 正光	委員	富田 まゆみ
	//	勝川 志保子	//	山田 正彦
	//	塩崎 克彦		

【当局】 担当部課長

【事務局】 石山 楓

6 協議事項

・議案第115号 掛川市火災予防条例の一部改正について

7 閉会中継続調査について

8 会議の概要 別紙のとおり

以上のとおり、報告いたします。

令和7年12月1日

掛川市議会議長 藤原 正光 様

総務委員会委員長 安田 彰

議事

午前9時00分 開議

○委員長（安田彰） 皆さん、おはようございます。

今日から師走ということで、12月に入りました。大変今日は穏やかな日ですけれども、またよろしくお願ひします。

では、ただいまから総務委員会を開会いたします。

定例会におきまして、当委員会に付託されました議案は1件です。

よろしく御審査をお願いします。

それでは、諸般の報告として、私から数点申し上げます。

初めに、当局から説明資料の配付について申出があり、委員長において許可しましたので、Slide Booksに掲載いたしました。

次に、発言の際には挙手の上、委員長の許可を得てから、必ず自席のマイクのスイッチを入れて発言するようお願いします。

また、質疑においては、議案等のページ数を示し、疑問点を明瞭に発言することとし、一問一答方式でお願いします。答弁においても、簡潔に分かりやすくお願いします。

なお、議案等に関係のない質疑や意見は、控えていただきますようお願いします。

また、傍聴の申出がありましたので、御報告申し上げます。

以上、事務連絡といたします。

それでは、審査に入ります。

議案第115号 掛川市火災予防条例の一部改正についてを議題とします。

それでは、予防課の説明をお願いします。

〔予防課 説明〕

○委員長（安田彰） ただいまの説明に対する質疑をお願いします。

富田委員。

○委員（富田まゆみ） 昨今のいろんな火災を見て、本当に重要なことだと感じております。

市民への周知については、周知をしてからの施行という御説明があつたんですけども、ホームページとか市公式LINE以外で、何か周知方法を考えていらっしゃることがあるでしょうか。

○委員長（安田彰） 野口予防課長。

○予防課長（野口正司） 令和8年1月の区長会連合会理事会で説明をいたします。

また、広報かけがわ2月号で掲載する予定となっております。

○委員長（安田彰） そのほかに質疑はございますか。

では、勝川委員。

○委員（勝川志保子） 説明資料の別紙2を見ているんですけれども、林野火災注意報のときは努力義務みたいな感じですよね。それが林野火災警報に切り替わると、やってはいけないよとなる。注意喚起から義務に変わる、この注意報から警報への流れというかね、そこの周知というのはすごく大事なのかなと思うところはあるんですけども、その切替えの、こうなったときにこうなるよとか、その周知方法を教えていただけますか。

○委員長（安田彰） 野口予防課長。

○予防課長（野口正司） 国が示している指標を発令基準に定めていく予定ですが、ある程度雨が降っていない乾燥時期が続いた日に加え、強風注意報が発令された場合は、林野火災警報に移行します。そのときに、同報無線でお知らせするということで、その辺をちょっと差異というか、変えて周知する予定であります。

○委員長（安田彰） 勝川委員。

○委員（勝川志保子） 本当、林野火災なので、同報無線が届かないとか、いろんなケースが、市内全域になるのでね。だから、注意報を出している段階で、努力義務なんだけれども、もうちょっとこれはあれなんだよという周知をされながら、最後に警報に切り替わるような、その強風注意報が出たときには、新たにもう一回、何かこう、周知がされるのか。

○委員長（安田彰） 小関消防長。

○消防長（小関直幸） 今、林野火災注意報と林野火災警報の関係で、どういった形で市民の方に判断してもらうかということですけれども、同報無線を鳴らすのは、今考えているのは林野火災警報だけです。林野火災注意報は、同報無線は鳴らさない予定です。

今考えているのは、サイレンを吹鳴するとかそういうことではなくて、熱中症警戒アラートのように、今こういう形で警報を出しますというような文言だけで、サイレンを吹鳴してというようなところまで考えていません。

林野火災注意報は、SNS等で、今こんな形で注意報が出ていて、火の取扱いに注意してくださいねというような、そんな形でやる予定であります。

○委員長（安田彰） 藤原委員。

○委員（藤原正光） 今ちょっと、勝川委員と同じようなところの質問しようかなと思っていたんですけども、努力義務と警報のときの関係を市民にどうやって説明するのかというのは、今聞いていて分かりましたので、結構です。

林野火災注意報はＳＮＳ中心の周知というふうにあったんですけども、その程度の周囲で、高齢者とか山間地方の方への、情報弱者という人ですか、そういうのが届くものなんですかね。

○委員長（安田彰）　野口予防課長。

○予防課長（野口正司）　ＳＮＳだけでは十分な周知ができるということではないと思っておりますので、広報車、消防車等を利用して回る。平日、日中であれば、山間部のほうには、なかなか消防車を持っていけないものですから、予防課や総務課所有の小さい車で、市民に周知したりしていく予定です。

あと、たき火の届出が義務化され、令和 8年 3月 1日から施行されるのですが、たき火の届出を出すことによって、今こういう状況で市内でたき火をしているという情報が消防で把握できます。気象情報が悪くなったり、林野火災注意報、警報等が発令される可能性がある、そういった場合は、連絡体制が取れるようにしておきますので、電話等で実施している方に注意を促し、林野火災警報が出たら、中止を促す、そういうことを考えています。

○委員（藤原正光）　もう一点だけ、いいですか。

○委員長（安田彰）　藤原委員。

○委員（藤原正光）　この林野火災注意報と、既存の乾燥注意報とか、そういったものの位置づけはあるんですか。

どちらのほうがとか、そういう。

○委員長（安田彰）　乾燥注意報と林野火災注意報との考え方ですね。

野口予防課長。

○予防課長（野口正司）　静岡地方気象台が発表する乾燥注意報でありますと、最小湿度30%で実効湿度50%という発令基準があって、こちらの林野火災注意報については、毎朝 5時ぐらいに発表されるそういう気象情報と、過去、今日から数えて 3日前まで 1ミリ以下しか雨が降らなかったりとか、1か月間雨量が30ミリ以下であるとか、そういうものを累計で見計らいながら林野火災注意報を出す。林野火災注意報に加えて強風注意報が発表されれば、林野火災警報を出すというような指標がありますので、そちらにのっとって放送、周知をしていくという形となります。

○委員長（安田彰）　藤澤副委員長。

○副委員長（藤澤恭子）　確認いたします。

こちらの施行が令和 8年 3月 1日からということですけれども、国が示した条例改正のほうには令和 8年 1月 1日から施行すると入っております。この差異のことを、ちょっと教えてください。

○委員長（安田彰）　野口予防課長。

○予防課長（野口正司）　国が示した火災予防条例（例）の改正は令和8年1月1日ということであります。条例改正については各市町の判断によって変わるんですが、掛川市としては、周知期間等も含めて令和8年3月1日ということをさせてもらっております。

近隣等ともいろいろ情報交換をしているところですけれども、政令指定都市である浜松市は、なかなか範囲も広いものですから、令和8年8月の夏以降に改正をするようなことも聞いております。

○委員長（安田彰）　藤澤副委員長。

○副委員長（藤澤恭子）　では、これは準則どおり、全国統一の令和8年1月1日でということなんですね。各自治体としては、それぞれ施行ができるということで理解いたしました。

もう一点、先ほどから出ているたき火の届出の義務化についてですけれども、これは令和8年1月1日からではないからいいというわけではなくて、周知方法なんですが、やっぱりこのお正月、どんど焼きというのがね、もう明記されていますけれども、そのあたりというと、やっぱりお宮さんですとか、それから自治会のほうにも、やっぱり特別に周知をしていただいたほうがいいかなと思うんですけども、そのあたりどのようにお考えか伺います。

○委員長（安田彰）　野口予防課長。

○予防課長（野口正司）　現在の条例の中でも、火災と紛らわしい煙等の場合は届出書を出していただいております。田んぼ等の維持管理のために刈り取った枯草、草等を焼却していて、遠くから見た人があの煙は何、ということで119をかける、そういう場合もありますので、そういうたころの多量の煙が出る場合は、今の条例の中で届出書を出していただいております。

先ほど、副委員長が言われたとおり、どんど焼きも煙が出ますので、自治会によってはしっかり届出書を出してもらっているんですが、あまり煙が出ないとなると、今の条例の中では火災と紛らわしいという判断がされないものですから、届出書は出たり出なかったりということですが、今後、区長会連合会理事会で、またしっかり説明していきますけれども、たき火の届出をしっかり出していただこうということで考えております。

○委員長（安田彰）　そのほかに質疑ございますか。

富田委員。

○委員（富田まゆみ）　今の藤澤副委員長の関連なんですけれども、自治会のほうに、そのどんど焼きとかについても周知ということなんですけれども、令和8年1月の区長会ですと多分間に合わないので、令和7年12月の区長会でちょっとアナウンスしていただいたほうがいいのではないかと思いますけれども、どうでしょうか。

○委員長（安田彰）　12月の区長会はない。

○委員（富田まゆみ） ないんですか。失礼いたしました。

○委員長（安田彰） 塩崎委員。

○委員（塩崎克彦） この決まりは、例えば菊川市とか袋井市とか、そちらとも同じようになっているのか。

というのは、音は小さいですけれども、満水地区なんかは菊川市の音が聞こえてくる場合もある、私の家は聞こえないんですけども。そんなときに、あれ、菊川市で言っているけれども、掛川市は言っていないとかね、そんなふうになると、市の境目に住んでいる住民がちょっと心配することもあったんだけれども、どうでしょうか。

○委員長（安田彰） 小関消防長。

○消防長（小関直幸） 一応、近隣市とも消防同士で話はしているんですけども、やはり各自治体の考え方もありまして、御前崎市では、もう令和8年1月1日からやるよと。菊川市は令和8年4月からというようなこともありますて、特に周りと合わせましょうというようなことはないので、同報無線を鳴らした際ですね、あくまでもサイレンを鳴らすつもりはありませんので、林野火災警報を出しますよというときには、近隣の消防本部に一言言っておく程度ぐらいになりますけれども、よろしいですか。

○委員（塩崎克彦） 分かりました。

○委員長（安田彰） そのほかに質疑はありますか。

〔発言する声なし〕

○委員長（安田彰） それでは、以上で質疑を終結いたします。

予防課の皆さん、ありがとうございました。

質疑が終了しましたので、ここで委員間討議を行います。意見のある方はお願いします。

勝川委員。

○委員（勝川志保子） 本当、火事が続いている怖いなと思っているので、周知ですよね。要は慣行、今までのあれで、どうしてもなかなか改正が入っていないか高齢者の皆さんとかもいると思うので、そこら辺の周知をいろんなところでしていくのが大事かなというふうに思いました。

○委員長（安田彰） 勝川委員からの意見に対して、意見のある方はお願いします。

〔発言する声なし〕

○委員長（安田彰） そのほかに意見のある方はお願いします。

〔発言する声なし〕

○委員長（安田彰） よろしいですか。

それでは、以上で討議を終結します。

討論はありませんか。

[「ありません」との声あり]

○委員長（安田彰） 以上で討論を終結します。

それでは、採決に入ります。

議案第 115号 掛川市火災予防条例の一部改正について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○委員長（安田彰） 下ろしてください。

議案第 115号については、全会一致にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、閉会中の継続調査申出事項について議題とします。

サイドブックスに資料を掲載しておりますので、御覧ください。

資料のとおり、10項目の内容でよろしいでしょうか。

[「異議なし」との声あり]

○委員長（安田彰） それでは、総務委員会の閉会中継続調査申出事項については、資料のとおり10項目といたします。

以上で、当委員会に付託されました議案の審査を終了いたしました。

当委員会で審査した議案の討論通告締切りは、明日12月 2日火曜日、午後 1時です。

それでは、総務委員会を終了いたします。御苦労さまでした。

午前9時27分 散会